

住民異動届等の届出及び証明書等の交付申請の本人確認に関する事務取扱要領（抜粋）

別表（第3条及び第4条関係）

本人確認できる書類		
1号	写真のある公の機関が発行した免許証、許可証、資格証明書、身分証明書で、1点でよいもの	運転免許証（仮運転免許証を含む。国際運転免許証を除く。）、旅券、船員手帳、海技免状、戦傷病者手帳、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、小型船舶操縦免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員）、無線従事者免許証、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付の身分証明書（職員証（生年月日のあるもの）、学生証（公立に限る）等）、在留カード（顔写真入りのもの）、特別永住者証明書（顔写真入りのもの）、住民基本台帳カード（顔写真入りのもの）、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る）、一時庇護許可書、仮滞在許可書
2号 ーイ	2点必要なもの	健康保険の被保険者証、各種年金証書（手帳・基礎年金番号通知書）、恩給証書、介護保険被保険者証、生活保護受給者証、各種医療証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証、在留カード（顔写真の無いもの）、特別永住者証明書（顔写真の無いもの）、住民基本台帳カード（顔写真の無いもの）、またこれらと同等の書類
2号 ーロ	2点必要なもの	国又は地方公共団体の機関以外が発行した写真付の身分証明書（社員証、学生証（公立を除く）等）、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付の資格証明書（1号に掲げるものを除く）、またこれらと同等の書類